

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第17号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成29年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区 分	単 位	基準額（円）	区 分	単 位	基準額（円）
電光表示装置設備	(略)	1,050	電光表示装置設備	(略)	1,030
放送設備		520	放送設備		510
照明設備（通常の 2倍の明るさで使用 する場合）		1,050	照明設備（通常の 2倍の明るさで使用 する場合）		1,030
照明設備（通常の 3倍の明るさで使用 する場合）		2,100	照明設備（通常の 3倍の明るさで使用 する場合）		2,060
競泳競技用備品	(略)	1,050	競泳競技用備品	(略)	1,030
アーティスティック スイミング競技 用備品		1,050	アーティスティック スイミング競技 用備品		1,030
水球競技用備品		1,050	水球競技用備品		1,030
水中モニターシス テム		1,050	水中モニターシス テム		1,030
(略)			(略)		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。